

訪問介護・総合事業訪問型サービス

サービス重要事項説明書

(令和7年7月1日 現在)

エビスケアセンター津田沼における、訪問介護及び総合事業訪問型サービス（以下、「訪問介護サービス等」とする。）の提供の開始にあたり、厚生省令第37号第8条及び第35条第8条に定める内容を遵守し、訪問介護サービス等の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業所の概要

営業所名	エビスケアセンター津田沼
介護保険指定	介護事業訪問介護 千葉県指定 1272102003
事業者番号	総合事業訪問型サービス 習志野市指定 1272102003
所在地	千葉県習志野市谷津4丁目6番地33号 サン&レイ2階
電話番号	047-427-0607
FAX	047-769-4810
営業日	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜 (ただし祝祭日、12/30～1/3は除く)
営業時間	午前9時～午後6時
サービス提供時間	午前7時～午後7時
サービス実施地域	習志野市の谷津・谷津町・津田沼・奏の杜・袖ヶ浦・鷺沼・鷺沼台・秋津・香澄 船橋市の東船橋、前原西、宮本、市場、東町、駿河台、中野木
第三者評価実施	無し

2. 当社の概要

法人名	日本医療福祉株式会社
代表者	代表取締役社長 丸川 恵美
本社所在地	千葉県習志野市谷津4丁目6番地33号 サン&レイ2階
電話番号	047-427-0607
事業開始時期	平成28年11月1日
営業種目	(介護保険) 訪問介護、総合事業訪問型サービス (障害福祉) 居宅介護、重度訪問介護

3. 当該事業の職員体制

*管理者とサービス提供責任者を兼務

	資格	業務内容	常勤	非常勤
管理者		管理者業務	1名*	
サービス提供責任者	介護福祉士等	責任者業務	4名*	5名
訪問介護員	初任者研修修了者等	訪問介護員	0名	15名

4. 事業目的と運営方針

(1) 事業目的

訪問介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護や要支援状態にある利用者に対し、適切な訪問介護サービス等を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、また調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供します。要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に資するよう、居宅介護支援事業者と関係市区町村、地域の保護・医療・福祉サービスと連携を図ります。サービスの目標と計画を居宅介護支援事業者と連携を図り設定し、その目標と計画に基づいたサービスを提供します。訪問介護サービス等の提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に行います。事業の運営にあたり、自らその提供する訪問介護サービス等の質の評価を行い、常に改善を図ることとします。

5. サービス内容、訪問職員について

(1) サービス内容

サービス内容の変更・追加を希望する場合は事務所へご連絡下さい。

- ①身体介護：食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、清拭介助、起居介助、通院等の介助など
- ②生活援助：居室等の掃除、買い物、調理、衣服の洗濯・補修など
- ③その他：関係機関との連絡、介護に関する相談と助言、その他必要な相談と助言

(2) 訪問職員について

ご利用者との適正な契約関係維持のため、担当制での運営は行っておりません。そのため、訪問職員を変更しての訪問、及び複数名での同行訪問を実施することがあります。この場合、事前に変更等のご連絡をします。

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、現法令の負担割合証に基づき原則として【料金表】**基本料金及び加算料金**の1割または2割若しくは3割となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。下記の基本料金は特定事業所加算Ⅱ及び介護職員等処遇改善Ⅱを含めての料金の目安となります。介護保険適用における自己負担額は1割負担の方の目安となります。

【料金表　－基本料金・昼間－】

	サービス 単位数	基本料金 (※目安)	介護保険適用における自己負担額 (1割負担の目安)
身体介護	20分未満	179単位	2,373円
	20分～30分未満	268単位	3,555円
	30分～1時間未満	426単位	5,646円
	1時間～1時間30分未満	624単位	8,281円
	1時間30分以上 (30分増すごとに)	90単位	1,192円
			119円
生活援助	20分～45分未満	197単位	2,611円
	45分～	242単位	3,208円
要支援	週1回利用の方	1,176単位	月額15,597円
	週2回利用の方	2,349単位	月額31,164円
	週2回以上利用の方 (要支援2の方のみ)	3,727単位	月額49,451円
			月額1,560円
			月額3,117円
			月額4,946円

※「身体介護」中心の訪問介護を行った後に、引き続き所要時間20分以上の「生活援助」中心の訪問介護を行ったときは、当該「生活援助」中心の訪問介護の所要時間が25分増すごとに**72単位**（1割負担で約95円、例：身体1生活1の自己負担額は451円）を加算した単位数を算定することになります。

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行ったときは、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。

【料金表 一加算料金】

	サービス単位数	加算料金	介護保険適用における 自己負担額 (1割負担の目安)
初回加算	200 単位	2,656 円	266 円
緊急時訪問介護加算	100 単位	1,322 円	132 円
生活機能向上連携加算	100 単位	1,322 円	132 円
夜間または早朝の場合	ご利用いただいた 1 回の所定単位数に 25%を加算します。		

(2) 交通費

サービス実施地域<習志野市の谷津・谷津町・津田沼・奏の杜・袖ヶ浦・鷺沼・鷺沼台・秋津・香澄>にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、以下の交通費を負担していただきます。訪問介護員が訪問するために公共の交通機関を利用した場合には、その交通費の実費が必要です。

当事業所の通常のサービス実施地域を 越えて 10km につき	200 円
-----------------------------------	-------

(3) キャンセル規定

救急搬送などのやむを得ない場合にはキャンセル料金をいただけません。

サービス実施日の前日午後 6 時までに、お申し出いただいた場合にはキャンセル料金はいただけません。それ以後にお申し出いただいた場合、または事前のお申し出なく訪問介護サービス実施が中止された場合は、下記のキャンセル料金をいただきます。

要支援 1・2 のご利用料金は月額となっているためキャンセル料金はいただけません。

前日の午後 6 時までのご連絡 (留守電での連絡も含む)	無料
前日の午後 6 時から訪問介護員が訪問するま でにキャンセルのご連絡 (留守電での連絡も含む)	500 円
ご連絡がないままのキャンセル 訪問介護員が訪問後にキャンセルのご連絡	1,000 円

(4)
お支払
方法
お支払
方法は
自動口
座振替

(引落し) にてお支払いいただいております。

- ① 振替名 : 「エビスケアセンタ」で記帳致します。
- ② 振替日 : 翌月 26 日 (金融機関等の休業日の場合はその翌営業日)
- ③ 請求書 : 翌月 20 日前後に請求書を発行します。
- ④ 領収書 : 振替月の翌月に領収書を発行します。
- ⑤ 手続方法 : 「自動口座振替の依頼書」にご記入をお願いします。
- ⑥ 振替開始 : 口座振替の手続きに約 2 ヶ月要します。完了後に振替が開始されます。書類に不備があった場合等手続きが遅れた場合は振替開始が延期となります。
- 手続き完了後にそれまでのご利用負担金を一括で振替させて頂きます。
- ⑦ 手数料 : なし (当ステーション負担)

7. サービスの利用開始と中止、及び終了

(1) サービスの開始

新規依頼申込書、サービス提供表、居宅サービス計画書、介護保険証の写しが全て揃い、かつ当事業者との契約締結が為された後のサービス開始となります。

(2) サービスの中止

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、訪問介護の提供を休止します。又、休止期間が 14 日以上に及ぶ場合、その時点における訪問曜日、時間、訪問職員等の訪問予定について白紙に返します。この場合、休止の根拠となった事由が解消された後、ご利用者、及びケアマネージャーとの協議の上でサービス再開等の調整を行います。

① ご利用者からサービス休止についての申し出があった場合

② ご利用者のご都合によるキャンセルが頻回であると判断した場合

この場合、ご利用者、及びケアマネージャーとの協議の上でサービス再開等の調整を行います。

③ ご利用者負担金の未払い分累積が 1 ヶ月分に達し、且つ支払うよう催促したにもかかわらず、その 10 日以内にお支払いがない場合

この場合、未払い分累積がゼロになった後にサービスを再開します。

④ 直近の訪問介護実施日から 14 日経過し、且つその後 7 日以内に再開の予定がない場合

この場合、休止期間の始期日は直近の訪問介護実施日翌日とします。

(3) サービスの終了

① ご利用者からサービス終了についてのお申し出があった場合

② ご利用者が介護保険法に基づきサービス提供を受けている場合で、要介護区分が「自立」となった場合

③ 特定施設入居者生活介護を提供する施設や医療施設などに入所、又は入院し、訪問介護について外部サービスとしてのご利用ができない場合

④ ご利用者が、法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、当事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがないと判断した場合

⑤ 当事業者の破産、或いは人員欠格等のやむを得ない事情により、事業者としての基準を満たすことが困難と判断した場合、又はサービス提供の継続が困難であると判断した場合

⑥ ご利用者が死亡した場合

8. 秘密保持

- ・事業所及び事業者の使用するものは、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も継続します。
- ・あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は利用者の個人情報を、利用者の家族の同意を得た場合は利用者の家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

9. 損害賠償について

訪問介護サービス提供中の容体の変化や、医師による診療が必要となるような事故が、当事業者やその訪問職員の過失により発生した、又訪問職員が訪問介護サービスを提供中に、或いは訪問する際に建物や敷地内に置いてご利用者の所有物を破損した等、ご利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には速やかにその損害について賠償いたします。但し、当事業者やその訪問職員に過失がない場合及び過失の所在が不明の場合にはその限りではありません。尚、損害を賠償するにあたっては当事業者が保険契約を締結する保険会社に対して、事故があった事実、及びその内容、ご利用者が負った怪我の程度等について、又ご利用者の氏名や年齢、性別、住所等の情報についても報告することがあります。

10. 事故発生時の対応

訪問介護サービス提供中に容体変化や事故が発生した場合、或いは訪問介護サービス提供を目的として訪問し既に容体変化している状態にあるご利用者を発見した場合は、速やかに主治医や居宅介護支援事業所に連絡を取る等必要な対応を講じます。尚、病院等への救急搬送時の救急車への同乗は行いません。緊急時等における対応方法について事前協議をし、訪問介護サービス提供中に確認できるようデータ等で保管いたします。

病院への救急搬送や通院による診療があった場合、事故があった事実、及びその内容、ご利用者が負った怪我の程度等について、保険者担当窓口に書面にて報告することができます。

緊急時の連絡先	047-427-0607
対応可能な時間	年中無休、午前7時～午後7時

11. サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業者が提供したサービスに対して、相談や苦情等がある場合には次の窓口までお申し付け下さい。

(1) 当社窓口

エビスケアセンター津田沼 管理者：丸川 恵美	電話：047-427-0607 FAX：047-769-4810
---------------------------	-------------------------------------

(2) 公的機関の窓口

【国保連の窓口】 千葉県健康保険団体連合会	043-254-7428
【市区町村の窓口】 習志野市役所 介護保険課	047-453-7345
【市区町村の窓口】 習志野市役所 高齢者支援課	047-454-7533
【市区町村の窓口】 船橋市役所 介護保険課	047-436-2302

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、日本医療福祉株式会社及びそのサービス従業者が、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

- ① サービス従業員：事業者が訪問介護サービス・障害福祉サービス・地域生活支援事業・保険外サービス等のサービスを提供するために必要な場合
- ② 他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所、医療機関：連絡調整などにおいて、必要な場合
- ③ 請求業務：提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務を行う場合
- ④ 家族等：利用者的心身状況を説明する場合
- ⑤ 緊急の必要性：医療上、緊急の必要性があり、医療機関等より利用者に関する心身の状況などの情報を求められた場合
- ⑥ その他、目的を特定した上で同意いただき、収集した情報について目的の範囲内で使用する場合（利用者アンケート等）

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留めます。
- ② 情報提供の際には、関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ③ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録します。
- ④ 1に記載する目的の範囲外で個人情報を使用する場合は、予め利用者に同意を得ることとします。
- ⑤ 同意後、利用者からの利用目的の一部について同意を取り消す旨の申し出があった場合、その後の個人情報の取り扱いについては本人の同意を得た範囲内に限定して使用します。

個人情報に関する問合せについて

- ① 個人情報に関する問合せ、開示、変更および削除等に関しては、下記を担当窓口とします。
《サービス相談窓口》
管理者 : 丸川 恵美 (まるかわ えみ)
電話番号 : 047-427-0607
(受付時間 月～金曜日 9:00～18:00)
- ② 情報の提供方法によっては、それに関わる実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で手数料を頂戴する場合がありますので、ご了承下さい。その際には、事前にご説明をさせていただきます。

3 使用期間

契約日～契約終了日から5年間